

外国為替相場小論

——小野朝男氏の「為替インフレーション」論によせて——

三 宅 義 夫

小野朝男氏はその著『外国為替』（昭和三二年、春秋社刊）のなかで、「〔猪俣津南雄〕氏は、その著『金の経済学』ならびに『貨幣・信用およびインフレーションの理論』において、インフレーションが当時一般にいわれたような紙幣の増発を通じてのみならず、為替相場の低落、とくに金現送点をこえた低落を通じても発生することを明らかにされた。そしてそれを一般の『紙幣インフレーション』に対して、『為替インフレーション』とよばれた」（一七〇ページ）とされ、「猪俣氏は、確しかに為替相場の低落からするインフレーションの発生という従来あまり気付かれなかった問題をとりあげ、それをマルクス主義の立場から論理づけを試みられた。したがって、その点では、まことに輝やかしい功績を残された」（一七六ページ）として、「為替インフレーション」について論じておられる。そして小野氏は、猪俣氏はそうした「功績」をもつと同時に「それは、幾多の重要な点で看過できない欠陥をもっていた」（一七二ページ）としてその「欠陥」を指摘されるとともに、猪俣氏の批判者として登場した笠信太郎氏の所説を検討され、笠氏

が猪俣氏の説における金鑄貨の流通下にも為替インフレの発生を認める点を批判したことは「猪俣氏の為替インフレ論の最も痛い点」をついたものであり、「一応為替インフレの問題が不換紙幣下の問題であることが、明らかにされた」ことは一応の成功ではあったが(一七八―九ページ)、しかも笠氏自身の為替インフレ論は理論的に「むしろ猪俣氏の為替インフレ論より後退を示していた」(二八一―二八二ページ)とされる。小野氏については、戦後の遊部久蔵氏の為替インフレ論、かつての猪俣氏の協力者萩原厚生氏の主張をとりあげ、「遊部氏の為替インフレ論、ヨリ正確にいえば為替インフレ否定論は、完全に誤っていた」(二八五ページ)ものであり、また萩原氏のそれは「猪俣説の再版以上を決してであるものではなかった」(二八六ページ)とされる。本稿では「為替インフレをめぐる論争」をこのように整理しておられる小野氏がどのような「為替インフレーション」論を展開しておられるか、その論の内容をたしかめてみることを目的としている。

ところで小野氏はこの書の「はしがき」のなかで、為替理論は「いちじるしい立遅れ」を示しているのでこれを「打開するため」思い切って直正面から理論的な解明を試みてみたとされるとともに、「この理論体系(小野氏の為替理論の体系)が、いちじるしく不完全なものであり、幾多の点でさらに一層の検討を要することは、私自身最もよく知っている積りである」といっておられるのであるが、氏はこの「為替インフレーション」論のなかで別にどこが「不完全」であるかについて指摘しておられない。「不完全」さを「最もよく知っている」のであれば、それを併せ指摘していただいてあると、氏の説を見るばあい大いに役立つと——そして手数がはぶけると——思われるのであるが、残念ながらそれが示されていないので、ここでは、本文のなかで氏が書いておられることが氏としては「完全」と考えられているものであり、氏としては首尾一貫していると考えられているものと受取るほかなく、したがって以

下氏の書かれているところをかかるとして見てゆくほかない。

二

小野氏は為替相場の変動を「金本位制下」のそれと「紙幣本位制下」のそれとの二つに分けて考察しておられる——「真に科学的な為替理論の研究」(はしがき)を目的とされる小野氏にして「紙幣本位」という言葉を「金本位」と並ぶものとして用いられることは、まことに不可解なことであるが、そのことはここでは問わないでおこう——。本稿で問題であるのは、いうまでもなくこの「紙幣本位制下」のそれである。早速氏の説明を見てゆくこととしよう。氏は「紙幣本位制下の為替相場の変動」についてまずつぎのように述べておられる。「為替相場の変動範囲は、紙幣本位制になるとともに、「金本位制」のばあいとちがって」いちじるしくその趣きを異にするようになる……。『金本位制』のばあいに」為替相場の変動範囲を、鑄造平価なり法定平価の為替平価を中心に上下金現送点の範囲内に抑えていたのは、金の移動の自由であった。しかるに、この肝心の金の移動の自由は、銀行券の金との兌換ならびに金の海外輸出が禁止され、紙幣本位国になるとともに、完全に抑制された。……その結果、為替相場が、たとえ鑄造平価なり法定平価を中心に上下金現送点の範囲を越えて騰落しても、それをその範囲内に引戻す力はなかった。為替相場は、まったくその時々々の決済さるべき国際収支なりそれによって規制される為替需給なりによって、一義的に決定された」(六八ページ、ハ)内は三宅、以下同じ)。この説明は、さきの「紙幣本位」という変な言葉は別としても、そのほか、何々なり何々なりといったこのばあい事柄を不明確にする作用しかもたない方をしきりに使われ、そして揚句は何々なり何々なりによって「一義的に」決定されるというような妙な表現をされるにいたっておられることとか、また

「紙幣本位国」においては「為替相場は、まったくその時々^々の決済さるべき国際収支なりそれによって規制される為替需給なりによって、一義的に決定された」というように、あたかも「金本位制下」においては為替相場は為替需給によって「一義的に決定され」ないかのような方をしておられることか、そういったいくつかがことが読んでゆくさいひっかかるが、しかしそれらについて目をつぶれば、ここでいっておられることにはさして問題はないであろう。ここであとの展開にとって確認しておく必要があることは、小野氏が「紙幣本位制」といっておられるばあい、「銀行券の金との兌換」が「禁止」されているばかりでなく、「ならばに金の海外輸出」が「禁止」されている、つまりいわゆる金輸出禁止が採られていると想定しておられることである。今日の兌換停止下においてはいわゆる金輸出禁止、すなわち民間人による自由な金輸出入が禁止されているのが通例であるが、これが禁止されていると想定するかどうかは外国為替問題を考察するさいまず明らかにしておかねばならぬ点であり、氏が「紙幣本位制」といわれるばあい金輸出禁止を前提しておられることは以下銘記されねばならない。

さて小野氏はさらにつきのように論を進められる。すなわち、かかる「不換紙幣国」において「為替の需給が非常なアンバランスになった場合」には「内貨建為替相場」——たとえば一ドル何百円というような表示方法をとった為替相場——は「大幅な騰貴」を示し、「遂には、前にみた金現送点〔金本位制下〕の金現送点のことである」の限界を越えた水準に達する。ところが、為替相場がこの水準に達すると、前にみたように「この「前に」というのも「金本位制下」についてのことである」、対外決済に為替を利用するよりは、金を利用した方が、ヨリ有利になる。少なくとも、金は「ここは、金を利用した方が、という意味であろう」、為替相場が金現送点をはなれて騰貴した分だけ、ヨリ有利となる。「このように、小野氏がしきりに金を送った方が「ヨリ有利」になる——その理由はなぜだかわからないが——といっておられるこ

とを注意されたい。そして氏はここからついで、「だから」といわれるのである。だから、法律上金の自由売買は禁止されていても、経済的には、金は、その有利な分だけ高い価格をもちうることになる。「この高い価格を「もちうるようになる」というのは、すぐあとで「法律的にはたとえ従前通りの価格に据置かれても、実質的・経済的には、それを上廻る価格をもつようになる」といつておられることから見て、高い価格をもつことがありうるという意味ではなくて、いつでも高い価格をもつことになるという意味なのであろう。法律は、公然たる金の売買を、したがってまた金の海外流出を禁ずることができても、それによって「なにによって？」生ずる経済的効果まで禁ずることができない。「さきに小野氏が「紙幣本位制」というとき金兌換ならびに金輸出入が禁止されているばあいを指しておられることを見たが、上のように氏はさらに「金の自由売買」、「公然たる金の売買」も禁止されていると想定しておられることを注意されたい。経済法則は、いかなる法律上の制限をものりこえて、その妥当性をみいださずにはおかない。かくて、ここでも、いかに法律上禁止されても、騰貴した為替相場に比較して有利なだけ、金はヨリ高い価格をもちうる。いわゆる金のヤミ価格といわれるものの発生が、それである。金は、そこで、法律的にはたとえ従前通りの価格に据置かれても「これはどういふ性質の「価格」？」、実質的・経済的には、それを上廻る価格をもつようになる」（六九ページ、傍点―三宅）。

右の小野氏の説明は、為替相場が「前にみた金現送点の限界を越えた水準」に達すると、金を送った方がなせ「ヨリ有利」になるのか、したがってまた金がなせ「ヨリ高い価格」をもつことになるのか、ということをまずより立入ってたずねてみないことには、「経済法則」は「妥当性をみいださずにはおかない」といわれても、それがどういふ「経済法則」であるのかまだよくわからない。したがって、「かくて」金はヨリ高い価格を「もちうる」のであり、「そこで」「もつようになる」のだと力説されても、すぐに納得することができない。ところが小野氏は右をもって

すでに必要な論がすんだものとして、つづいてつぎのような結論を導き出してこられるのである。

「この場合、この金価格の上廻り、すなわち騰貴は、金が価値尺度機能を営む貨幣商品であるかぎり、当然價格標準 [これは *Maßstab der Preise* つまり價格の度量標準をこのような言葉で呼んでおられるもの] の實質的切下げであり、そこに流通している紙幣に対する金の打歩である」と(同上ページ)。小野氏はこのあと別のところでも、「前にもみたように、不換紙幣下にあつては、為替相場が、その瞬間に決済さるべき國際収支のいかんによって下落しても、それがもし金現送点を越えて下落すれば、自動的にその国内紙幣に対する金の打歩となり、價格標準の實質的な切下げ、すなわちインフレーションになった。そして、国内商品價格は、かかる價格標準の切下げもしくはインフレーションの程度に応じて一律的・名目的に騰貴した」(一〇六ページ)といわれ、また「前に不換紙幣下の為替相場が金現送点をこえて低落した場合、紙幣に対する金の打歩という價格標準の實質的な切下げ、すなわちインフレーションをひき起すことをみた」としてこれを「為替インフレーション」と規定しておられる(一六九ページ、なお一〇五ページの註参照)したがって小野氏の上の説明は、氏の「為替インフレーション」論の核心をなすものであったことになる。そこでつぎに、こうした小野氏の説明についてなおよく見てみたいと思うのであるが、その前に、上にひきつづいて氏が述べられることをここでついでに聞いておくこととしよう。

氏は右のようにこの金價格の騰貴は「價格標準の實質的切下げ」であるとされ、ついでつぎのように述べておられる、「だから、為替相場の変動範囲の基準をなす為替平価、すなわち金本位制下の鑄造平価なり法定平価のような兩國貨幣の一単位中に含まれる金の純分の比率たる両替比率は、自動的に、それだけ変動し、この国に不利になる。……けだし、この分だけ、金は上にみたように紙幣に対し打歩をもち、價格標準、すなわち貨幣一単位中に含まれる金の

純分は、實質的にそれだけ切下げられることになるからである。かくて、為替相場は、内貨建て金現送点を越えて騰貴するに依りて、紙幣に対する金の打歩という価格標準の實質的切下げをひき起し、その分だけかかる価格標準を通じて算定される為替平価、すなわち両国貨幣の換算率であり為替相場の変動範囲の基準である為替平価を変化させる」(六九—七一ページ)。つまり、さきのようにして「価格標準の實質的切下げ」が生じるので「両国貨幣の一單位中に含まれる金の純分の比率」である「為替平価」が変動する、そしてこの「為替平価」は「為替相場の変動範囲の基準をなす」ものである、といわれているのである。「紙幣本位制」下であつてかうした「為替平価」がどういふ意味において「為替相場の変動範囲の基準をなす」のか、小野氏の立場においてそれがどのように説明されるのかよくわからないが、その点を除けば——といってもその点こそがここで説明されねばならないことであるが——、ここでいわれていることは「価格標準の實質的切下げ」というさきの結論をいわばいいかえたものにすぎなく、これ自体としてはその文意を解するに當つてさして問題はないであらう。

三

以上小野氏がその著書の六八ページから七一ページで述べておられるところを見てきた。ここの記述は氏の「為替インフレーション」論の核心部分をなすものと見受けられるのであるが、しかし、そのいわれているところの輪廓はほぼつかむことができたが、なおその内容は肝腎な諸点においてははっきりと理解することができなかった。そこでつぎに、氏が考へておられることをなおよくたずねてみることにしよう。

まず、小野氏は、為替相場が「前にみた金現送点の限界を越えた水準」に達すると、金を「利用」した方が——つ

まり送った方が——「ヨリ有利」になる、「だから」金は「ヨリ高い価格」をもつことになる、といわれている。さきに見たように、ここでは金輸出禁止が前提されているのであって、「金の移動の自由」は「完全に抑制」されているのであるが、そういうばあい小野氏は、どう、い、う、意、味、で、金を送った方が「ヨリ有利」になるといわれているのであろうか？ たとえば、為替相場が「前にみた金現送点」をこえたとき、小野氏が金を送った方が「ヨリ有利」だといっておられるから本当に「ヨリ有利」なのだろうと思つて金を送ろうとするならば、そのそこつ者は禁を破った者として処罰されることにならうが、そうなれば「ヨリ有利」どころではないのではなからうか？ こうした疑問がただちに生じるであらう。

そこでふしぎと思つてなおよく見てみると、小野氏は右では「前にみた金現送点」——これは既掲のように「金本位制下」の金現送点を指しておられるものであった——の「限界を越えた水準」に達すると、と説かれているのであるが、のちにこの「金現送点」についてつぎのような説明を加えておられる、「金現送点はその時々々の金現送費のいかに応じて変動するのであるから、い、ま、も、し、金、の、輸、出、入、が、禁、止、さ、れ、れ、ば、金、の、輸、入、出、に、伴、う、危、険、負、担、費、の、増、大、に、応、じて、……金現送点は、大きく上下に変動する。したがって、い、ま、も、し、その瞬間の国際収支の逆調がはなはだしければ、為替相場は従来の金現送点をこえても、この新現送点の範囲ならば、変動しうる」(一七五ページ、傍点—三宅)。

すなわち、さきには「金本位制下」の金現送点を指しておられたのであったが——なんの断り書もないのでそう解する以外には解しようがなかった——、いまここでは金輸出禁止下においては「金現送点」は密輸に伴う「危険負担費」がこれに加わつて定まるといっておられるのである。そこで、小野氏の「為替インフレーション」論としてはそのどちらが真の小野説であるのか判断しなければならぬことになるが、為替相場が金現送点をこえた水準に達する

と金を送った方が「ヨリ有利」になる、という説明に筋を通すためには、この「金現送点」はこうした「危険負担費」を加えて算定されたものと解した方が適切であろう。というよりも、そう解さなくては首尾一貫しないことになる。つまり、小野氏はさきに「前に、みた、金現送点の限界を越えた水準」に達すると、と書かれていたのであるが、これは正しくは「後、に、みる、よ、う、な、金現送点の限界を」云々と書かれるべきであつたことになるのである。氏のいわれる「金現送点」がこのようなものであるとすれば、為替相場がそれをこえた水準に達すれば金を送った方が「ヨリ有利」となるであろうことはいうまでもない。けだし、右のような「危険負担費」が計算に入るのであるから、この「金現送点」はいいかえれば金を送った方が「ヨリ有利」になる限界点にはかならないからである。つまり小野氏がさきに「為替相場がこの水準に達すると、対外決済に為替を利用するよりは、金を利用した方がヨリ有利になる」といっておられたのは、いいかれえは、為替相場が「金を利用した方がヨリ有利」な水準に達すと、「金を利用した方がヨリ有利になる」ということをいっておられたのであり、まことに当然すぎるほど当然のことをいわれていたにすぎなかったのである。かくて、なぜ「ヨリ有利」になるのかわからないというさきの疑問は、ここに氷解することになる。さきに金を送ろうとして処罰され、「ヨリ有利」でなかったとボヤクそこつ者にたいしては、小野氏は、「ヨリ有利」でなかったならばそれは為替相場がまだ金を送った方が「ヨリ有利」な水準に達していなかったからだ、と論されることになるであろう。

ところで、小野氏のいわれるように「金現送点」は「その時々々の金現送費のいかに応じて変動する」であろうが、しかし金の普通の輸送費と金輸出禁止がとられているさいの密輸出の「危険負担費」のようなものを同列に置いて、右のように「金現送点はその時々々の金現送のいかに応じて変動するのであるから、いまでも金の輸出入が禁止され

れば、金の輸出入に伴う危険負担費の増大に依じて、……金現送点は、大きく上下に変動する」(傍点―三宅)というようなことを果していいものか？ 上記のように、なぜ小野氏が金を送った方が「ヨリ有利」になるといつておられるかという疑問は——つまり小野氏の文章を解説するうえでこの疑問は——密輸に伴う「危険負担費」が金現送点の計算のなかに入るとする氏の説明によって氷解するのであるが、氏の説明がこういうものであるとすれば、また他方において、このような、その他等々のあらたな疑問が生ぜざるをえないのである。さきに見たように小野氏は、為替相場が金現送点をこえると金を送った方が「ヨリ有利」となり、「だから」金は「ヨリ高い価格」をもつことになるといわれたのであるが、上に見たところから、したがって小野氏は、為替相場が金密輸点をこえると金を送った方が有利となり、「だから」金は「ヨリ高い価格」をもつことになるといわれるわけである。この「ヨリ高い価格」の「ヨリ」はこのさい無用な比較級であるから、これをいいなすと、つまり小野氏は、為替相場が金密輸点をこえると金の価格が騰貴するといわれていることになる。ところでこの金の密輸点なるものは——小野氏のいわれるようにもし存在するとすれば——、その性質上、取締りの厳重さの度合や禁止令を犯した者に課する刑罰の重さなどによって大きく規定されるであろうと想像されるが、したがって小野氏のいうところにしたがうならば、「紙幣本位制下」における金の価格は、ほかの事情が同じとすれば、為替相場が同じく大幅に「騰貴」したばあいであっても、こうした取締りが厳重であるかゆるいか、刑罰が重いか軽いかによって、あるいは騰貴するときもあるし、あるいは騰貴しないこともある、また騰貴するにしてもその程度はひとえにこれらの取締りや刑罰のいかんにかかるといふことになるであろう。かくしてこのばあい金の価格は、したがってまた「価格標準」は、ひとえにこうした法律の規定やその発動力のいかんによって左右されることになる。小野氏は前掲のように「経済法則は、いかなる法律上の制限

をものりこえて、その妥当性をみいださずにはおかない」ということを力説されるのであるが、事実上その小野氏が、このように「紙幣本位制下」において金の価格や「価格標準」は「法律上」の制裁規定やその発動力のいかによってきまるといっておられることになるのは、どうしたことであろうか？

そして、このようであれば、たとえば為替相場の「騰貴」が金の密輸点に達しそうになるにつれて、沿岸警備艇が増強されたり、禁錮五年に処すが禁錮十年に改訂されたり、さらには死刑に処すとなったりするにしたがって、金の密輸点は無限に遠ざかることが可能であろうから、そうしたばあいには為替相場が「大幅な騰貴」を示しても金の価格はなんら騰貴せず、「価格標準」はなんら「実質的切下げ」が生じないことになるであろう。ところで小野氏においてはこのように金の価格や「価格標準」はひとえに為替相場が金密輸点をこえるかどうか、したがってこの密輸点がどこになるかに、したがって違反取締りの嚴重さや処罰の重さにかかるのであるが、為替相場が「大幅な騰貴」をして輸入品を手はじめとして国内の一般物価が騰貴してゆくとき、それは金密輸の取締りを嚴重にしたり処罰を重くするといった方法によって抑えうるものなのであるか？ このばあい物価騰貴はこれらの取締りにはかかわりなしに生じてゆくのではなからうか？ 前掲のように小野氏は「国内商品価格は、かかる価格標準の切下げ……の程度に応じて一律的・名目的に騰貴」するとされ、また「結局紙幣インフレと為替インフレの差異」は「前者が、紙幣の増発——紙幣の減価（価格標準の実質的切下げ）——名目的な物価騰貴の過程をとるのに対して、後者が為替の低落（¹）——価格標準の実質的切下げ（紙幣の減価）——名目的な物価騰貴——紙幣の増発の過程をとることである」（一八五ページ）としておられるのであるが、右のようであれば、「為替の低落」があつて「物価騰貴」が生じているのに、金密輸点が無限に遠ざかるときには、その媒介環として示されている「価格標準の実質的切下げ」がなかなか生じな

いことになる。このばあい小野氏の頭脳においては「物価騰貴」は生じえないことになるのであり、したがって小野氏はひとり現実の物価騰貴のあとに残されてしまうことになるのではなからうか？ さらにまた、より根本的にいえば、理論的な考察をするばあいには、金輸出禁止、つまり民間人による自由な金輸出が禁止されていると前提するならば、これを破ることは一応できないものと仮定しなくてはならないが、そう仮定したばあい、氏の論が組立てられている金の密輸点や、それによって決定される金の価格ないし「価格標準」は、すべて首を立てて崩れてゆくことになるが、これはいったいなんとしたものであろうか？

かくてつまるところ、金の密輸ということに頼った氏の論の立て方そのものに無理があった、ということになるのである。

(1) 小野氏はこの著書『外国為替』のなかで、為替相場の騰落をあるいは内貨建で——さきに掲げた文中におけるように——、あるいは外貨建で——いまここに引用した文中におけるように——いい表わすという読む者の神経を疲労させる「こうに「便利」でない方法をとっておられるのであるが（なお同書五三—四ページ参照）、ここでいわれている「為替の低落」は上から見えてきた為替の「騰貴」と同じことであり、それを外貨建で——為替相場の騰落は外貨建での騰落の意味で用いられるのが普通である——といったものにほかならない。

四

為替相場が「金現送点」をこえると金を送った方が「ヨリ有利」となり、「だから」金の価格は騰貴することになるといふことは、小野氏の「為替インフレーション」論を支える基本部分をなすものであった。ところがこのところですでに右のように氏の論に全面的に納得のゆかないものがあるのであって、したがって私としては氏の「為替イ

ンフレーション」論も致命的な欠陥をもつものといわなければならぬことになる。だが本稿は別に小野氏の所説を葬り去ることを目的としているものではなく、果敢に「為替インフレーション」論の理論的解決を計ろうとされた小野氏の「試み」に私なりの敬意を表しようとして、その内容をたしかめることを——氏の主観的な意図を憶測することによってではなく、氏の文章に即してそれをできるだけ客観的に忠実に読むことによって——目的としているものである。したがってこのあとひきつづいて、氏のいわれるところをなお見てゆくこととしよう。

さきに小野氏が金輸出禁止下の「金現送点」についてそれは密輸に伴う「危険負担費」に依じて変動すると説明しておられる箇所を掲げたが、そのさい注意深く読まれた方はそこで小野氏がつづいて「したがって、いまもその瞬間の国際収支の逆調がはなはだしければ、為替相場は従来の金現送点をこえても、この新現送点の範囲ならば、変動しうる」と記しておられたことを、それまで掲げてきた小野氏の説明から見ても異様に感じられたであろう。いまこの点を見てみよう。

氏のここの説明はもともと直接には、国内で金鑄貨が流通しているばかりでも金輸出禁止のもとでは「為替インフレーション」が生じるとする猪俣津南雄氏の所説にたいする批判として書かれていたものであって、直接には「紙幣本位制下」の為替相場の動きについて述べておられるのではない、——しかし、ここの箇所の前半での「金の輸出入が禁止されれば」金現送点は密輸に伴う「危険負担費」がこれに加わって定まるという説明は、小野氏は「紙幣本位制下」では兌換停止とともに「金の輸出入が禁止」されていると前提しておられたのであるから、当然に「紙幣本位制下」においても同じく妥当するものと考えておられるはずであって、したがってその説明をさきのように入れて考察したのであり、そしてまた「危険負担費」が加わるというその説明を入れてはじめて氏の「紙幣本位制下」に

ついで述べておられることが解説しうるものとなったわけである——。だが、金輸出禁止のもとでは「金現送点」が密輸に伴う「危険負担費」が加わって定まるということが「紙幣本位制下」でも等しく妥当するとすれば——そして、くり返していうと、小野氏の見解としてはこれは等しく妥当するものであったのである——、右の「したがって」以下の部分は、国内で金鑄貨が流通しているばあいにはいかいえないことであって「紙幣本位制下」では通用しない、と、いいうるであらうか、という疑問が出てくることになる。さきに見てきたように、氏は、「紙幣本位制下」では為替相場が「金現送点」——金密輸点——をこえたと金を送った方が「ヨリ有利」となり、「だから」金の価格は騰貴することになり、「価格標準の実質的切下げ」が生じ、ここに「為替インフレーション」が生じることになる、と説いておられたのであるが、見られるように右では「為替相場は……新現送点（つまり金密輸点）の範囲ならば、変動する」（傍点—三宅）と述べておられるのであって、したがって、もしこれが、「紙幣本位制下」でも通用しうるのであるならば、為替相場はおよそ「金現送点」——金密輸点——をこえるというようなことはありえないことになり、かくして氏の「為替インフレーション」は——氏の論理自体においてもきわめてかんたんに——はじめから生じえないことになってしまふであらう。こういう関連で、右のような疑問が出てくるのである。そこでなお氏のいわれるところを聞いてみよう。

氏は「為替低落（『前の表現での「騰貴」がインフレに発展するのは、不換紙幣下においてのこと」であって「金鑄貨が国内に流通している金本位制下においては、決してみられないこと」であるとされ、「というのは、国内に金鑄貨が自由に流通している以上、たとえ金の輸出が禁止されても、なんらかの形で金の輸出がおこなわれ——たとえば密輸出のように——為替相場は決して金現送点を越えて低落しなかった」のだといわれる（一七三ページ）。そして小

野氏は、猪俣氏は金鑄貨流通のもとにおいても金輸出禁止下では為替相場が金現送点をこえて低落するということから、金鑄貨流通下でも「為替インフレーション」が生じるといつているのであるが、猪俣氏はこのばあい「金現送点」が「従来の金現送点」（傍点—小野氏）のままであると解したから為替相場が金現送点をこえて低落するなどというにいたったのであり、これは誤りであつて、このばあいの「金現送点」は密輸に伴う「危険負担費」がこれに加つて定まることを考慮に入れねばならないのであり、これを考慮に入れた「新現送点」を考えるならば、為替相場は現送点をこえて低落することはないのだ、といつておられるのである。——「この場合、密輸出に伴う危険負担費の増大から金現送点自体が変動しうる」のであり、為替相場は「従来の金現送点を越えては低落しうる」けれども「この金現送点（つまり金密輸点）を越えては低落しない」、「この点」猪俣氏は「誤解」されているので「注意を要する」（一七三ページ）、そして小野氏はさらに、ひとり猪俣氏のみでなく、「この点、一般に誤解され勝なので、注意を要する」（一七五ページ）と戒められるのである。

小野氏の猪俣説批判は本稿にとつては直接には関係のないことであるから、それには立入ることなく、いったいなぜ小野氏がこのように金鑄貨が流通している金輸出禁止下では為替相場は「金現送点」をこえて低落することはないと強調しておられるのかという点、小野氏はこのようにかかるばあいには為替相場は「金現送点」をこえて低落しないから、金の価格は騰貴することがないのであり、したがつて「価格標準」の「実質的切下げ」が生じない、だからかかるばあいには——すなわち金鑄貨が流通している金輸出禁止下には——「為替インフレーション」は生じないのだ、といおうとされたのである。氏はいわれる、「この場合の為替相場の金現送点を越えた下落は、上にみたように従来の金現送点を越えた下落ではあつても、新たな事情に即応したその時の金現送点を越えた下落、すなわち金の

密輸出を有利ならしめるような下落ではなかった。「ここに傍点を付した箇所は、「すなわち金の密輸出点を越えた下落ではなかった」というようにでも書かれないと、話しの筋が通らないであろう。なおこの点はまた後述する」、「それなるがゆえに」国内にはそのための金のヤミ価格という価格標準の実質的な切下げの発生する余地がない」（一七四ページ）、またいわれる、「かくて……金価格の騰貴する可能性はありえない」（同上ページ）。かくて為替相場が「金現送点」をこえて低落しないということは、「紙幣本位制下」では為替相場が「金現送点」をこえるというさきに見てきたところと相對應するものであって、ともに、一方においてはかかるがゆえに「為替インフレーション」が生じるが、他方においてはかかるがゆえに「為替インフレーション」が生じないという結論にいたるそれぞれ一連の過程の出発点に位する重要な部分をなすわけである。為替相場が「金現送点」をこえるので、金を送った方が「ヨリ有利」となり、「だから」金の価格は騰貴する、金の価格の騰貴は「価格標準の実質的切下げ」にほかならず、かくして「為替インフレーション」が生じる、という論の運び方はすでにおなじみの小野氏の「為替インフレーション」論であった。これに対応して、「金鑄貨が国内に流通している金本位制下においては」為替相場は「金現送点」をこえてゆくことがない、だから云々、としてこのもとでは「為替インフレーション」は生じないのだ、とされるわけである。ところで、なぜかかるもとでは為替相場は「金現送点」をこえてゆくことがないのか？ 小野氏がこれをどのように説明されているかを落着いて見ることにしよう。

前掲のように小野氏は、これについて、「国内に金鑄貨が自由に流通している以上、たとえ金の輸出が禁止されても、なんらかの形で金の輸出がおこなわれ——たとえば密輸出のように——為替相場は決して金現送点を越えて低落しなかった」と述べておられる。そしてこの、氏の論としてはかなめをなす問題について氏が与えておられる説明は

これだけであるので、これをよく見るほかないのであるが、ここでいわれていることは、見られるように、為替相場が「金現送点」をこえて低落しないのは、「なんらかの形で」金の輸出、「たとえば密輸出」——といっても氏のごこの説明からは「密輸出」以外の「たとえば」は出てきそうにも思われぬが——が行われるからだ、そしてこのように「たとえ金の輸出が禁止されても」金の密輸出が行われるのは「国内に金鑄貨が自由に流通している」からだ、ということである。

つまり氏は、為替相場が「金現送点」——金密輸点——をこえて低落しないのは、金の密輸出が行われるからだ、密輸出が行われるのは「国内に金鑄貨が自由に流通している」からだ、といわれているのである。まず、つぎのことに気付かれるであろう。さきの「紙幣本位制下」についての説明においては、為替相場が金密輸点をこえると金を送った方が「ヨリ有利」となり、「だから」金の価格は騰貴する、ということであったが、いまここでは為替相場が金密輸点をこえて低落しないのは金の密輸出が行われるからだ、だから金の価格は騰貴しない、といわれていることである。「紙幣本位制下」で金を送った方が「ヨリ有利」となるというのもすで見えてきたように金の密輸出のことであった。したがって小野氏は、一方においては、為替相場が金密輸点をこえると金を密輸出した方が「ヨリ有利」となる、つまり為替相場が金密輸点をこえると金の密輸出が行われるようになる、といわれ、他方においては、金の密輸出が行われるから為替相場は金密輸点をこえてゆかない、といわれていることになる。そして、一方においては「だから」金の価格は騰貴する、他方においてはだから金の価格は騰貴しない、と。つぎにふしぎと思われることは、ここで小野氏が「国内に金鑄貨が自由に流通している以上」金の密輸出が行われるといわれ——そしてここから金の価格が騰貴しないことをひき出される——ながら、他方において「国内に金鑄貨が自由に流通して」いない「紙幣本位

制下」についても事実上密輸出を説かれ、金の価格が騰貴するのはこの密輸出が有利となるからだといっておられることである。つまり、一方のばあいにはいしても金の密輸出の存在を事実上説いておられながら、他方この密輸出は金鑄貨流通下にのみ特有なことのようによ説かれていること、そして一方にたいしてはだから金の価格が騰貴するとされ、他方にたいしてはだから金鑄貨流通下では金の価格が騰貴しないという説明の一環としておられることである。だが、このあとの方の点はいまこれを追究してみてもはやはじまらないように思われるので——小野氏の論の論理的欠陥としてはこちらの方がまず第一の点をなすものではあるが——、考察は上の最初の点にかぎることにしてしよう。

為替相場が金密輸点をこえると金の密輸出が行われるようになる——そして、だから金の価格が上り、「為替インフレーション」が生じる——。金の密輸出が行われるから為替相場は金密輸点をこえてゆかない——そして、だから金の価格は上らなく、「為替インフレーション」が生じない——。この二つの立言は一見して両立しがたいように見受けられよう。一方においては金の密輸出が行われるから為替相場は金密輸点をこえないのに、他方においては為替相場が金密輸点をこえると金の密輸出が行われるようになる！ またこの点は問わぬとしても、密輸出の効果として為替相場を金密輸点内にとどめる作用があるのであれば、この為替相場が金密輸点をこえて金の密輸出が行われるならば、為替相場は金密輸点にひき戻されることになるであらうし、したがってまた、一方のばあいにおいて金の価格が上らないように、他方のばあいであっても金の価格は上らないであらう。

ところで、いまこの為替相場と金密輸点と金密輸出との関係を見るに当って、小野氏が為替相場と普通の意味での金現送点と同じく普通の意味での金現送との関係をどのように理解しておられるかをあらためて見てみると、より興味がある。氏はつぎのように述べておられる、——「一般に法定平価なり鑄造平価のように、為替相場の成立範囲の

基準になる点を為替平価とよび、それに金現送費を加減して定めた為替相場の成立範囲の上限もしくは下限を、金現送の有利・不利を判定する限界点という意味で、金現送点とよんでいる」と(五九ページ)。ところがこれをより説明されてまたつぎのように述べておられる、「たとえ決済さるべき国際収支に発する為替需給のいかんによって、為替相場が金現送点の範囲を逸脱しても、金の移動が自由であるかぎり、金によって対外決済が行われる結果、……為替相場は、結局金現送点の範囲内に引戻された。したがって、その意味において、鑄造平価なり法定平価を中心にして上下金現送点の範囲内は、……為替相場の変動が許される範囲すなわち為替相場の変動範囲であった」(六八ページ、傍点—三宅)。見られるように小野氏は、金現送点は「為替相場の成立範囲の上限もしくは下限」であるといわれながら、同時に「為替需給のいかんによって」は為替相場が金現送点の「範囲を逸脱」したり「範囲内に引戻」されたりすることを認められるのであって、しかも為替相場がこのように金現送点の範囲を「逸脱」したり「引戻」されたりするという説明と、為替相場の変動が許される範囲が金現送点の「範囲内」だという説明との間の喰いちがいをなんら意に介されず、このようになるから「したがって」このようになる」と述べておられるのである。つぎの小野氏の説明は、為替相場が金現送点の範囲を「逸脱」することをよりはっきりと示しているといえよう、——「その瞬間に決済さるべき国際収支の不均衡がはなはだしい時には、為替相場は正常下の為替相場の変動範囲である金現送点を越えて騰落した。そして金の自由な輸出入の認められている金本位制下にあつては、金という特殊な貨幣商品の流出入を導き」云々(一八七ページ、傍点—三宅)。見られるようにここでは「金本位制下」にあつても為替相場が金現送点を「越えて」騰落するという説明をはっきりと採られているのであり、そして金の流出入はこれによって「導」かれるものとしておられるのである。かくて小野氏の理解されている為替相場と金現送点と金現送との間の関係は、為替相場が

金現送点を「越え」と金現送が行われ、そしてこの金現送によって為替相場が現送点の範囲内に「引戻」されるという関係であることになる。そしてこれがまた同時に、「金本位制下」において為替相場の変動が許される範囲は金現送点の「範囲内」である、つまり為替相場は金現送点をこえてゆかない、ということの意味であったのである。

ここでさきの、一方においては為替相場が金密輸点をこえたと金の密輸出が行われるようになるが、他方においてはこれに反し、金の密輸出が行われるから為替相場は金密輸点をこえてゆかない、だから一方においては「為替インフレーション」が生じ、他方においてはこれに反し「為替インフレーション」が生じない、という説明をこれに照し合わせてみると、どういうことになるであろうか。右の為替相場と金現送との間の関係についての小野氏の理解によれば、金の密輸出が行われるから為替相場は金密輸点をこえないということと、為替相場が金密輸点をこえたと金の密輸出が行われるようになるということは、別に一方においては、他方においてはといったものではなく、為替相場が金密輸点をこえたと金の密輸出が行われるようになるのであり、このようにして金の密輸出が行われるので、為替相場は金密輸点をこえないという関係に立っていることになる。⁽²⁾つまり、このかぎりにおいて二つのことはちがうことではなく、同じ事態であったのである。ところが小野氏は「為替インフレーション」を論じるころになると、この同じ事態から、一方についてはだから「為替インフレーション」が生じ、他方についてはだから「為替インフレーション」が生じないということを導き出そうとされた、ということになる。

かくしていずれにしても、金鑄貨が流通している金輸出禁止下にたいして金の密輸出が行われるから「為替相場は決して金現送点〔金密輸点〕を越えて低落しなかった」のであり、そこでは「為替相場は……新現送点〔金密輸点〕の範囲ならば、変動しうる」といわれるならば、同様にして「紙幣本位制下」にたいしても「為替相場は決して金現送

点を越えて低落しなかった」とし、そこでも為替相場が変動しうるのは金密輸点の「範囲ならば」であるといわれねばならなかったことになる。かくしてまた、一方のばあいには「それなるがゆえに」金の価格騰貴が生ぜず「価格標準の実質的切下げの発生する余地がない」といわれるならば、他方の「紙幣本位制下」においても、同じく為替相場が金密輸点をこえてゆかないのであるから、「だから」金の価格が騰貴したり「価格標準の実質的切下げ」が生じたりすることはありえないことになる。かくして、つまるところ、金鑄貨が流通している金輸出禁止下について「為替インフレーション」は「決してみられない」とするに当たっての小野氏の論理を貫くならば、「紙幣本位制下」においても「為替インフレーション」は「発生する余地がない」ことになるのである。

(2) 為替相場と金現送点と金現送との間の関係についての小野氏のさきのような理解からすれば、為替相場と金密輸点と金密輸との関係においても、為替相場が金密輸点をこえようと金の密輸出が行われるようになる、つまり金の密輸出が行われるのは為替相場が金密輸点をこえるからだということ、金の密輸出が行われるから為替相場は金密輸点をこえないということは、氏の意識においてはとくに矛盾する事柄ではないはずなのであるが、しかし氏もそれを筆にされるさい無意識的に矛盾を感じられているふしが見受けられるのであって、そしてそれが無意識的であるためまたかえってあらたな、へんなことをひきおこされ、したがって客観的に見て混乱に陥っておられる。その一つの例が、さきに見たように、金鑄貨が流通している金輸出禁止下について「この場合の為替相場の金現送点を越えた下落は、従来の金現送点を越えた下落ではあっても、新たな事情に即応したその時の金現送点を越えた下落、すなわち金の密輸出を有利ならしめるような下落ではなかった」と書いておられることである。さきにこれを引用したさい、最後の句は「すなわち金の密輸出点を越えた下落ではなかった」とでも書かないと話しの筋が通らないであろうと記しておいたが、というのは、小野氏はこれもさきに掲げそして上來見てきたようにそのすぐ前のページで「国内に金鑄貨が自由に流通している以上、たとえ金の輸出が禁止されても、なんらかの形で金の輸出がおこなわれ——たとえば密輸出のように——為替相場は決して金現送点を越えて低落しなかった」と述べておられ、右はその話しのつづきであるからであった。小野氏はここで、猪俣説批判のためになんとかして為替相場は金現送点をこえて低落しないという必要がある、そこで金密輸なものをつかれ、密輸出が行われるから為替相場は「金現送点——金密輸点——をこえて低落しない」とされた。ところが

為替相場と金輸送点と金輸送との間の関係についての氏の理解は上のようなものであった。かくして、一方において為替相場が金密輸点をこえて低落しないのは「たとえば密輸出」が行われるからだといわれながら、他方において為替相場は「金の密輸出を有利ならしめるような下落」はしないというような、心なことを——密輸業者というのは「利」にさといはずであるうが、「有利」でないのに「たとえば密輸出」を行うとは、なんと間の抜けた男（または女）であろうか！——いうにいたつておられるのである。

さきに、小野氏のいわれるところをひきつづいてなお見てゆくこととしようとし、以上の点を見てきた。これはもっとかんとんに考察しても片付いてしまうことであつたが、なるべくいていねいに、いわれているところをたしかめようとしたため、やや長々と述べてきてしまった。そこでもはやほかのことに——以上のところでもまだ問題と思われれる点がいくつかあるが、それからはや離れて——眼を移したい。だがその前にいま一つ、さきに二のおわりのところ、氏が為替相場の「騰貴」に就いて「為替相場の変動範囲の基準である為替平価」が変動するといわれていることを掲げておいたので、その点についてかんとんに見ておこう。

いま一度その小野氏の説明をしるすと、それはつぎのようなものであつた。すなわち、為替相場が——ことは「紙幣本位制下」においてである——「金現送点」すなわち金密輸点をこえたと金を送った方が有利になるから金の価格が騰貴するが、この金の価格の騰貴はつまり「価格標準の實質的切下げ」であるとされ、「だから」為替相場の変動範囲の基準をなす「為替平価」すなわち金本位制下の鑄造平価なり法定平価のような「両国貨幣の一単位中に含まれる金の純分の比率たる両替比率」は自動的にそれだけ変動する、けだし、「価格標準の實質的切下げ」は「貨幣一単位中に含まれる金の純分」の實質的切下げであるからである、かくて為替相場は金密輸点をこえて「騰貴（外貨建ての低落）」するのに対応して「価格標準の實質的切下げ」をひき起し、その分だけ為替相場の変動範囲の基準である

「為替平価」を変化させる、ということであった。そして氏はここで、為替相場が金密輸点をこえて a だけ動く、「為替平価」も同じ a だけ動くという図を掲げておられるのである。ところでさきに小野氏のこの説明にたいして、「紙幣本位制下」にあつてこうした「為替平価」がどういう意味において「為替相場の変動範囲の基準をなす」のか、小野氏の立場においてそれがどのように説明されるのかよくわからないと記しておいたが、なぜわからないかという理由はつぎのようなことである。すなわち、右のように小野氏は「紙幣本位制下」においては為替相場が変動するのに対応して——「内貨建で金現送点〔金密輸点〕を越えて騰貴するに対応して」——「為替平価」が変動するといつておられるのであるから、事柄の性質上、こうした「為替平価」たるものは「為替相場の変動範囲、困の基準をなす」ことはできないであらう、ということである。理由はきわめてかんたんであるが、かんたんであるだけ小野氏の右のような説明はなにをいっておられるのかまったくわからないということになってしまふのである。

五

以上で小野氏の「為替インフレーション」論についての考察を一旦終えることとし、ここで、小野氏が註に掲げておられる『グルントリッセ』のなかでのつぎのマルクスの記述について一言しておこう。「ターレル紙幣は、一銀ターレルと同一の価値をあらわしているといっている。政府にたいする信頼が根本からゆらぐか、またはこの紙幣が流通の必要が要求している割合以上に発行されるならば、ターレル紙幣は、実際上は銀ターレルと対等ではなくなり、そして減価するであらう。……右に挙げたような事情にならなくても、銀貨または銀にたいする特別な需要が、たとえば輸出のための需要が、ターレル紙幣にたいして、これら銀貨または銀に一つの特権を与えるならば、ターレル紙

幣はひとりでに減価するであろう」(大月書店刊、『マルクス・エンゲルス選集』第九卷、二二〇ページ)。

『グルントリッセ』と名付けて刊行された一八五七—五八年のマルクスの草稿のうち、ノート第一冊の一部と第四冊の一部とは最初、マルクス死後五十年記念として一九三三年にモスクワで出版された『記念論文集』(К ПАМЯТИ СЕРГЕЯ ПЕТРОВИЧА МАРКСА, ПАРТИЙНОЕ ИЗДАТЕЛЬСТВО, МОСКВА, 1933)のなかで、Aus den Vorarbeiten zu „Zur Kritik der politischen Oekonomie“と題して、マルクス・エンゲルス・レーニン研究所の名で発表された。これは左のページにドイツ語原文、右のページにロシア語訳文という形をとっていた。この『論文集』は、わが国ではその全訳が『貨幣の發展と恐慌』と題して昭和十一年に「太平洋研究会」というペンネームで義文閣から出されたが、大月書店刊の『マルクス・エンゲルス選集』第九卷に「『経済学批判』の準備的労作から」として訳されているものも——『選集』のこの箇所は私が『選集』のために訳したただ一つの箇所であったが——この『記念論文集』で発表されたドイツ文を底本として用いたものであった。ところがその後『グルントリッセ』がわが国に入ったのでこれと対照してみると、若干の点でさきに発表された文章とちがうところがある。右に掲げた文章のところもその一例であつて(『グルントリッセ』S. 51. 右の『論文集』p. 42)、右の最初の句は『グルントリッセ』では Ein Papiertaler sagt aus denselben Wert zu repräsentieren als ein Silbertaler と印刷されているが、『論文集』ではこの ein Silbertaler は 1 Silbertaler となつてゐる。これはまだどちがうでも大したことはないが、肝腎の後半のところでは『論文集』で発表された文章では Er würde selbst depreziieren, wenn keiner der obengenannten Umstände einträte, sondern besonderes Bedürfnis nach Silbermünze oder Silber, das für die Ausfuhr z. B. ihm ein Privilegium gegen den Papiertaler verschaffe. と書かれてゐるのになつて、『グルントリッセ』

リッセ』の**方**で、Er würde selbst deprecieren, wenn keiner der obengenannten Umstände einträte, sondern besondres Bedürfnis nach Silber dem Silber für die Ausfuhr z. B. ein Privilegium gegen den Papiertaler verschaffe. となつてゐる。Silbermünze oder Silber を ihm という三格で受ける恰好になつてゐるといふ難はあるが、**文意をとるうえには『論文集』での文章の方がわかりやすいように思われる。** そのうえ『グルントリッセ』でも一般に、こう直しておいたが **Manuskript** ではこうなつてゐるといふ編集者脚註を入れてゐるなど、かなり細心の注意が払われているように見受けられるのであるが、しかしこの文章のすぐ前のところでも『論文集』の方では Sie werden von keiner Handelsbank auf Wechsel geliehn, sondern von der Regierung bei Bestreitung seiner Ausgaben ausgezahlt. と印刷して、その seiner になつて「Ihrer になければならぬ (Soll haben : ihrer.—D. Red.)」とどう編集者脚註を入れてゐるのであるが、『グルントリッセ』ではことわりがきなしたこの seiner Ausgaben を ihrer Ausgaben と印刷してゐること、等々から推して、草稿の再現としては『論文集』の方がより精密であつたのではないかと推測されるのである。⁽³⁾

(3) なお、本稿を書き終えたのも見ることができたロシヤ語版の『マルクス・エンゲルス・フルレーン (APXИB MAPKИ И ЭНГЕЛСА)』第四卷、一九三五年でも『論文集』と同様に対訳の形で——貨幣の章の全部が——掲載されてゐるが、そこでは上の箇所のとつらに「原稿ではこの文はじぎのように書かれてゐる」というじぎのような脚註を入れ (p. 38) して本文では上掲『グルントリッセ』のそれと同じ読み方が採られてゐる(ちなみに『グルントリッセ』がモスクワで二分冊として刊行されたのは一九三九年、一九四一年でもつた)。[Im Ms. lautet dieser Satz so] ..., sondern besonders Bedürfnis nach <G> Silber <münze> dem Silber <zu einer besonders> <untertan> <d> für die Ausfuhr z. B. <seinem Bullionwert> ihm ein Privilegium gegen den Papiertaler verschaffe. けれどこの考察は他日誌談のことにする。

ところで、ここでマルクスがいつている前半は別にここにはじめて見られる内容のものではないが、後半の「右に挙げたような事情にならなくても」云々といっているところは『資本論』や『経済学批判』では言及されていない内容をのものであって——といっても右の文章の前後を通じて、この後半の部分はたんなる付言にとどまるのではあるが——、注目に値するものといわれねばならない。小野氏もこの記述を掲げ、そして「従来とかく議論の混乱した為替インフレーションに対し、重要な手掛りを与えるものとして注目してよい文章である」（七一ページ）と一応正當な評価をしておられるのであるが、そしてさきに見てきた氏の論はこれを「手掛り」としておられることが感知されるものであったが、しかし、氏のような形でこれを「手掛り」として展開されることには納得しえないものがあつたのである。なお、マルクスはここで「ターレル紙幣」を例にとつて、その銀との関係について記しているのであるが、為替相場の低落と国内物価騰貴との関連において紙幣の減価が論議された史上著名な事例は、ナポレオン戦争のさいに兌換停止をして不換銀行券となつたところのイングランド銀行券の、金との関係における減価をめぐつたものであつたことはいうまでもない。

なお小野氏は、JL・H・フレイが一九五四年に出した著書のなかの「不換紙幣下の為替相場」の項下で右のマルクスの記述を引用していることについて、さきのようにマルクスのこの記述を「注目してよい文章である」とされたにつづけて「だから、最近『資本主義諸国における国際決済と外国貿易金融』を書いた J. H. Phelps も、これを手掛りにして為替相場の面からする紙幣の減価をときすめている」（七一ページ、傍点—三宅）と述べておられる。だがそのフレイ氏がこのマルクスの記述をどのように「手掛り」にしているかを見てみるとつきのごとくなのである。——「カ・マルクスは、紙幣の減価が、紙幣を必要以上に発行した結果、ないしは、政府にたいする不信の結果おこることもあ

るし、国際收支の悪化した結果おこることもあると指摘している。だから、紙幣の減価は、金、外国通貨にたいしておこることもあるし、商品にたいしておこることもある。しかも、この二つの場合の減価は、同時に起こるとはかぎらない。(堀江正規、朝野勉共訳、『資本主義諸国の国際決済と貿易金融』上巻、一四七ページ、傍点―三宅)。これがフレイがさきのマルクスの記述を掲げそれにすぐつづいて述べていることなのである。「だから」としてフレイ氏が述べていることがマルクスのいつていることとまったくちがった、似もつかぬものであることに「注目」されたい。紙幣の減価が「金、外国通貨にたいして」——金と並べて「外国通貨」を挙げていることは、このばあい蛇足以外のなにもでもない——おこることもあるし、「商品にたいして」おこることもある！これではそもそも「紙幣減価」ということにならしてそれがいったいどういう意味の言葉であるかさえせん知らないことになるわけであって、したがっておよそ紙幣の減価を「ときすすめる」ことなどはできようはずがないであろう。そしてフレイ氏はこのあとで「外貨の相場」が下ると国内の「商品の価格」の値上りとにズレがあるといった記述を「ときすすめ」ているのであって、それがこの「しかも」——なにが「しかも」であるか！——「二つの場合の減価は、同時におこるとはかぎらない」ということに該当するらしいのである！まことにマルクスにとってその記述が迷惑千万な「手掛り」——マルクスの文章を掲げておいてそのあとにか綴ってゆけば自分のいつていることに権威がつくかのよう思っ

てこれを利用するといった、よく行われる「手掛り」——として利用されているというべく、沙汰のかぎりである。マルクスはここで紙幣の減価に紙幣の代表する金量の減少の「こともあるし」諸商品価格の騰貴の「こともある」などといっているのではなく、紙幣の代表する金量の減少をこそ問題としているのである。

六

おわりに、小野氏の所説を検討したついでに、小野氏が論文「最近の金問題——最近の世界経済と金——」（『世界経済評論』、一九五九年七月号）のなかで、「一九三四年以降のアメリカの物価騰貴をインフレーションによる物価騰貴とみることは、理論上多くの疑問がある」（同誌、一四ページ）、「アメリカにおけるインフレーションの存在の事実を明らかにするための最低の必須要件」としては「価格標準切下げの事実の論証」が必要であるが「金価格引上論」者にはこの論証がない、と述べておられるさい、余勢を駆ってつぎのようにいっておられることに触れておこう。氏はこゝういわれる、——「このことは、ここでの金価格引上論についていえるのみではなくて、元来インフレーションによる物価騰貴と景気上昇による物価騰貴を区別されるマルクス主義の金融学者、たとえば三宅義夫教授や川合一郎教授の見解にもいえる。すなわちこれら論者は、今日のアメリカがインフレーションであることを主張されるが、残念ながらそれについての確たる証拠の提示がない。ただ一九三四年以来今日までの兌換停止下において、戦争などにもとづく大量の通貨放出があり、そのことが、多分紙幣の減価、つまりインフレーションをひき起さずにはおかなかつたと想像されるだけである」（一五ページ）。そして氏は、川合氏の「いわゆる『マイルド・インフレーション』について」という論文とともに、私の著書『貨幣信用論研究』の「六九—七七ページ」を指示しておられるのである。

いま川合一郎氏が右の論文でどういうことをいわれているかは一応別として、「これら論者は」というように共同被告の一員とされている私としてこれにたいするお答えをしておく。

右のように小野氏によれば、三宅は「確たる証拠」を提示しないで「今日のアメリカがインフレーションである」

と「主張」しているとのことであるが、氏が御自分で指示しておられる『貨幣信用論研究』の「六九―七七ページ」を見られれば明らかかとおり、私はそのどこにおいてもそういう「主張」をしていない。私がそこでくり返し述べていたことは、アメリカ政府の金の買入価格である一オンス \equiv 三五ドルの意味なのである。金一オンス \equiv 三五ドルは政府の買入価格であって、三五ドルの紙幣を政府に提出すれば金一オンスを引渡すことにはなっていない、したがって金一オンス \equiv 三五ドルは、ドルが三五分の一オンスの金を代表することをなら保証しているものではないのであり、ドルのいい表わす金量を確定しているものではない、ということなのである。――「このように、金一オンス \equiv 三五ドルは、ドルという貨幣名が三五分の一オンスの金の名称であるということを規定しているものではない。三五分の一オンスの金は確定された価格の度量標準として機能しているのではない」(『貨幣信用論研究』、七一ページ)。これをアメリカでのインフレーションということと関連させていえば、金一オンス \equiv 三五ドルという政府買入価格が維持されているからといって、アメリカでインフレーションが生じていないとはいえない、いいかえれば、これが維持されているもともども、ある程度の――ある程度というのは、紙幣減価が「はなはだしく」なってゆけば、強制的に買入価格維持を計っているアメリカ政府といえども、「これに追隨して買入価格は改訂を余儀なくされるであろう」(同書、七〇ページ)からである――インフレーションの発生ということがありうる、ということをしていたのである。そして、これに反して金一オンス \equiv 三五ドルがアメリカにおける価格の度量標準を定めたものと見誤ると、「アメリカでは一九三四年一月以来金一オンス \equiv 三五ドルの政府買入価格が維持されているのであるから、以来今日にいたるまでアメリカではインフレーションは生じえなかった」というような謬見が生れることになる(同書、七七ページ)、といっていたのである。

小野氏は、「今日のアメリカがインフレーションである」と「主張」しているといわれるのであるが、事實は右のごとくなのである。ところで、「今日のアメリカがインフレーションである」といういい方は、問題の時期つまり一九三四年から現在にいたる間にインフレーションが生じたことがあるというのか、現在インフレーションが生じているというのか、はっきりしない。言葉どおりとれば後者のように見えるが、金一オンス＝三五ドルとの関係における問題としては前者のように問題を設定しなければならぬであろう。——いづれにしても私が「主張」したことはではないのでなんともいえないが、こういうことを三宅が「主張」したとして非難されるその文章自身が、このように日本語としてはっきりしないものであることは、まずまことに「残念」なことであるといわねばならない。そして、三宅はこういう「主張」をしているが、その論拠たるや「ただ」大量の通貨放出があったから「多分」インフレーションが起きたにちがいないと「想像」している「だけ」であるというように、ここでもあたかも私がこういうことを——そしてこんな頼りないことを——いつているかのように誣いておられるのであるが、これもまた小野氏みずからの「想像」の産物にすぎない。このように小野氏は、お前はこう「主張」した、お前はこう「想像」したとねじ込まれるのであるが、文字どおりまったくのお門違いであって、なんと慌てたお人であるかと小野氏の顔をしげしげと見たうえで、苦笑してお引取り願うほかないのである。

だが、話がせっかくここまで来たので、金一オンス＝三五ドルの意味について、小野氏が誤った理解を持たれていることを一言いっておこう。小野氏がもし「アメリカにおけるインフレーション」の問題を正しく理解しようとするならば、まずこの点の誤りを十分に清算されなければならない。物には順序があるのであって、それを清算され、ついで「これ」「一オンス＝三五ドル」が金の売買に強い制限を付しつつ、強制的に維持されているものであることが考

慮されなければならない(とくに国際関係における強制力)(前掲三宅書、七二ページ)のであり、そうしてはじめて問題に正しく立ち向うことができることになるのである。

金一オンス \equiv 三五ドルの意味についての小野氏の誤解とは、これを価格の度量標準を定めたものと見誤っておられることであって——これは一般的にいえば、氏のいう「紙幣本位制」のもとでの「価格標準」にたいする誤解である——、すでにこの種の誤解については『貨幣信用論研究』中の前掲箇所で萩原厚生、遊部久蔵、岡橋保の諸氏の誤解を引いて、くり返し説いてきているのであるが、なお小野氏においてもかかる誤解から脱けておられないのである。たとえば小野氏はつぎのようにいわれる、——「アメリカの価格標準が一トロイ・オンス三五ドル(1 Troy Oz = 1.126 グラム)の時、……インフレーションによって、わが国の価格標準がグラム \equiv 四〇五円に切下ったとする。するとこの場合の換算率は、自動的に一ドル \equiv 三六〇円(405円 \div 1.126)に変わる」と(前掲小野書、七三ページ)。ここではまだ、「為替平価」の変化を説明するためにたんに例として金一オンス \equiv 三五ドルを「アメリカの価格標準」と述べておられるにすぎないともいえるが、しかしつぎのように、すなわち「価格標準の引下げの方法である平価切下げは、いわゆる平価といわれる価格標準を文字通り直接に切下げの方法である」とされ、「例の一九三四年アメリカでおこなわれた約四割の平価切下げ、あるいは一九四九年イギリスでおこなわれた約三割の平価切下げなどは、まさにそれを代表するものであった」(七五ページ)と述べておられるばあいには、はっきりと、一九三四年に従来の金一オンス \equiv 二〇・六七ドルを約四割引上げて \equiv 三五ドルという政府買入価格を定めたこの \equiv 三五ドルという規制を、「価格標準」を定めたものと見て疑っておられないことになる。このことは、より最近のさきの論文「最近の金問題」のなかで金一オンス \equiv 三五ドルの引上げを主張する論を批判されているさい、「金が価値尺度機能を営む貨幣商品である限り、

金価格の引上げは、価格標準の切下げであり、いわゆるインフレーションである」（前掲誌、一四ページ）と述べておられるはあいにも同様であって、三五ドルの買入価格が維持されているかぎり「価格標準」の引下げはなかったものであり、それが引上げられることが「価格標準」の引下げだと見ておられるのである。

このように氏は、一オンス〓三五ドルという政府買入価格はアメリカにおける「価格標準」を規定しているものであると妄信しておられるのであるが、この政府買入価格は決してそのようなものではないのであって、たとえば一九四〇年におけるアメリカの「価格標準」も、一九五〇年におけるアメリカの「価格標準」も、また一九五九年の現在におけるアメリカの「価格標準」も、この間一貫して一オンス〓三五ドルの買入価格が維持されてきているのであるが、そこからただちに、一ドルがつねに三五分の一オンスの金をいい表わしていたとは推論できないのである。

小野氏は「アメリカにおけるインフレーションの存在を明らかにするためには、そこにいわゆる価格標準切下げの事実の存在することを論証せねばならない」として、それを「論証」するためには「金の公定を上廻るヤミ価格の存在」などを挙げねばならないといわれているのであるが（前掲誌、一五ページ）、氏が右のように一オンス〓三五ドルという政府買入価格を「価格標準」と信じておられるならば、こういうことをいわれること自体がおかしいのであって、この買入価格が変更されないかぎり氏の理論的立場としては、他のなにを挙げても「価格標準切下げの事実の存在」を「論証」したことはならないであろう。さきに、もし氏が「アメリカにおけるインフレーション」について正しい理解をもとうとされるならば、まずもって金の政府買入価格の意味についての誤解を清算されねばならないとした理由が、このことから知られるであろう。